

職場体験を通して求職者を雇い入れる事業主を支援します

～「緊急人材育成・就職支援基金」による 職場体験型雇用支援事業の実施のご案内～

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新規成長・雇用吸収分野等において、事業主団体と連携のもと、非正規労働者など十分な技能・経験を有しない求職者を職場体験により受け入れる事業主の方に対して、支援を実施します。

職場体験について・・・

事業主団体との連携のもと、1か月以内の職場体験を実施し、求職者に当該事業所における実際の仕事を体験してもらうことで求職者と事業主の方の相互理解を深め、その後の正規雇用へとつなげることを目的に実施するものです。職場体験やその後の正規雇用による雇入れに対しては、助成金が支給されます。

事業の対象となる事業主

以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- 事業主団体が（財）産業雇用安定センターに受入先として推薦した事業主及び（財）産業雇用安定センターが受入先として選定した事業主
- 受け入れる求職者を職場体験終了後に正規雇用として雇い入れる用意がある事業主

※ 企業規模や業種などの要件はありません。

なお、事業主の方に受け入れていただく支援対象となる求職者は、以下のいずれにも該当する方となります。

- ハローワークに求職登録をした求職者で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
- ハローワークにおいて再就職に向け職場体験を経ることが適当であると認められる者
- 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者
- すでに職場体験による受入以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない者 等